

遊佐町環境審議会資料(令和5年3月23日)

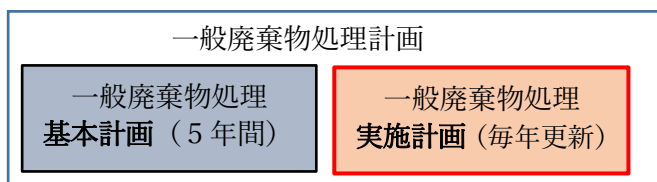
◎一般廃棄物処理計画について

○一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という)第6条第1項において、市町村が定めることとされている計画であり、市町村は、この「一般廃棄物処理計画」に基づいて一般廃棄物の処理をしなければならないとされている。

○一般廃棄物処理「基本計画」と一般廃棄物処理「実施計画」

一般廃棄物処理計画は、中長期的な視点に立ち、先5年間の方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」と、毎年度更新し、次年度の処理見込量等を試算する「一般廃棄物処理実施計画」の2本の計画からなる。



⇒今回お諮りするの、一般廃棄物処理実施計画(毎年更新)の方です。

◎実施計画の構成

(ごみ処理実施計画)

1. 基本事項(遊佐町の概況)
2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込
3. 一般廃棄物の排出抑制・再資源化のための方策に関する事項
4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
6. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
7. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ごみ
処理

(生活排水処理実施計画)

1. 基本事項
2. し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み
3. し尿・浄化槽汚泥の適正な処理及びこれを実施する者
4. し尿処理施設の概要
5. その他

し尿
処理

◎要点抜粋

2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込

区 分		R5 排出量 見込み	R3 排出量
家庭系	もやすごみ・埋立ごみ・資源物（ビン・缶類） ペットボトル・粗大ごみ・水銀ごみ	2, 8 8 0 t	2, 9 8 9 t
	資源回収物（紙類資源物・集団資源回収等）	3 6 0 t	3 7 7 t
事業系		6 9 0 t	6 9 8 t
合 計		3, 9 3 0 t	4, 0 6 4 t

⇒酒田地区広域行政組合の令和4年2月末までの回収量から推計。
全体がやや減少傾向となった。

3. 一般廃棄物の排出抑制・再資源化のための方策に関する事項

それぞれ、「町」・「住民」・「事業者」別に、来年度取り組む内容を整理している。

【今年度の変更点】

- ・町の再資源化策として、「使用済みインクカートリッジの回収」を追加した。

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

【今年度の変更点】

- ・分別収集の区分の中に「使用済みインクカートリッジ」を追加しました。

5. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

【今年度の変更点】

- ・集落自治会に属しない方が増えてきていることを受け、ごみの収集方法について、原則はごみステーションによるステーション方式とするが、特別な事情がある場合、直近の公共施設でも受け付ける旨を注釈に追記した。
- ・処理方法として、使用済みインクカートリッジの処理方法を追加しました。
- ・インクカートリッジの収集方法、中間処理・最終処分方法を記載しました。

その他、ごみ処理・し尿処理に係る体制の変更はありません。